



最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕
 弁護士 下 矢 洋 貴

【事例】

私は市内で内科クリニックを開業しております。

私には、妹Aと弟Bがいるのですが（両親は他界しています）、弟Bは昔から素行が悪く、20年以上前から行方不明状態となっていました。半年ほど前に、東京の病院から弟Bが病死したので遺体を引き取って欲しいと連絡が来しました。しかし、私は、関わり合いたくないので拒否しました。

最近になって、大手サラ金業者のC社から、私と妹A宛てに「弟Bに500万円の貸金があるので、全額支払ってください」との請求書が届きました。

また、怪しげな貸金業者D社からも、「弟Bに8万円の貸金があるので、兄であり医師である私が支払うべきである」としつこく催促が来るようになりました。D社の担当者からは、私のクリニックにも電話があり、私が弟Bの死亡を知ってから3ヵ月以上経過している以上、相続放棄はできないと言われていました。

私は、C社とD社に支払わなければならないでしょうか。

D社のほうは少額ですし、煩わしいので支払ってしまおうと思いますが、C社への支払いは金額が大きく、勘弁して欲しいと思っています。

なお、弟Bに妻子はいません。

【回答】

あなたは、相続放棄をすることにより、C社とD社のいずれについても支払う義務を免れます（よって、D社のみ支払うというのも避けるべきです）。また、あなたが相続放棄の手続きをする旨を妹Aに対して伝えただけで、妹Aも同様に相

続放棄の手続きをするべきでしょう。

【解説】

1 弟Bに妻子はなく、かつ両親も他界しているので、弟Bの法定相続人は、兄弟姉妹であるあなたと妹Aです（民法889条第1項二号）。よって、あなたと妹Aは、相続により、弟Bの借金（負債）も相続するのが原則となります。

もっとも、相続人には、自らの意思で相続しないことを選択する自由が認められており、これを相続放棄といいます。

相続放棄の手続きは、その旨を家庭裁判所に申述することによって行います（民法938条）。

相続放棄が認められると、その効果として「相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます」（民法939条）。その結果、放棄した者以外の他の相続人が相続することになります。本件では、あなたが相続放棄をした場合、妹Aのみが法定相続人となります。

よって、あなたが相続放棄を行い、これが認められると、弟Bの借金の支払い義務を免れることができ、C社およびD社のいずれの請求についても支払う必要はありません。また、あなたが相続放棄を行うと、妹Aのみが相続人となりますので、妹Aに対しても事情を説明し、妹Aも相続を希望しない場合には、あなたとともに妹Aも相続放棄の手続きを行うべきでしょう。

2 ところで、相続放棄の申述は、自己のために相続があったことを知った時から3ヵ月以内に行う必要があります（民法915条1項）。この3

ヵ月の期間は熟慮期間と言われており、相続の承認・放棄はこの3ヵ月の熟慮期間内に決めることとなります¹。

本件では、妹Aはさておき、少なくともあなたに関しては、半年ほど前に東京の病院から弟Bが死亡した旨の連絡を受けておりますので、この時点をもって相続開始を知ったと言える以上、3ヵ月の熟慮期間は既に経過していることとなります。D社の担当者が、あなたが相続開始を知ってから3ヵ月以上経過しているのに、相続放棄はできない旨を述べているのも、この点を指摘しているものと言えます。

しかし、相続の開始時、相続人が相続財産について全く知らず、財産も負債もないと思いそのままにしていたところ、3ヵ月が経過した後になって初めて債務の存在が発覚したようなケースの場合、これを原則通り相続させることは相続人にとって酷なケースもあります。悪質な金融業者が、被相続人の死亡後、わざと熟慮期間の3ヵ月の経過を待ってから相続人に対し支払いの請求をするようなケースも見られ、このような場合にまで無条件に債権者の請求を認めるのは妥当とは言えません。

そこで、最高裁昭和59年4月27日判決は、3ヵ月以内に相続放棄をしなかったのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信じることに付いて相当な理由がある場合には、熟慮期間は、相続人が相続財産の全部もしくは一部の存在を認識した時または通常これを認識しうべき時から起算するのが相当である、としております。すなわち、同最高裁判決は、特別な事情がある場合には、例外的に3ヵ月の熟慮期間経過後の相続放棄を認めております。

【最高裁昭和59年4月27日判決】

「右事実を知った時から3ヵ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人において右のように信ずるに付いて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするのは相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべき」

同判決後、3ヵ月の熟慮期間経過後の相続放棄が認められる裁判例が多く出されておりますし、当事務所でも、3ヵ月の熟慮期間経過後の相続放棄の申述が受理されるケースを複数取り扱っております。

- 3 これを本件について見ると、あなたの弟Bは20年以上前から行方不明状態であり、かつ、あなたは弟Bの遺体の引き取りも拒否しているような交際状態であるため、あなたに弟Bの相続財産の有無の調査を期待することは著しく困難と言え、あなたが弟Bに財産も借金もないと信じていたことには相当の理由が認められます。

よって、あなたが弟Bの死亡を知った時から3ヵ月を経過していたとしても、相続放棄が認められます。死亡を知ってから3ヵ月以上経過しているので相続放棄ができないというD社の担当者の主張を聞いて諦めることなく、相続放棄の手続きを行うべきです。

¹ 相続財産の調査などに時間を要し、3ヵ月以内に放棄するのか承認するのかを決める時間が足りない場合には、熟慮期間内に家庭裁判所に熟慮期間の伸長を申し立てることもできます（民法915条1項但書）。

² 固有財産である死亡保険金をもって行った被相続人の相続債務の一部弁済行為は、相続財産の一部の処分にあたらなした平成10年12月22日福岡高裁宮崎支部決定（家庭裁判月報51巻5号49頁）参照。

4 D社からの請求について、請求金額が少額であり、クリニックまでしつこく督促が来て困っているのに支払ってしまうことを考えているということですが、以上の通り相続放棄を行えばこれが認められる以上、支払うのは避けるべきです。

なお、相続人が相続財産の全部又は一部を処分した時は、相続を全面的に承認したものとみなされ、これを法定単純承認と言います（民法921条第1号本文）。法定単純承認があれば、熟慮期間内であってももはや相続放棄はできなくなります。この点、仮にD社に対する支払いを行ったとしても、あなたの固有財産を原資に支払いをしたのであれば、法定単純承認とはなら

ず²、よって、仮にD社に対して支払いをしたとしても、なお相続放棄を行うことは可能です。

しかし、D社のような怪しい業者が今後も現れる可能性があり、その場合、「D社には支払ったのであるから、うちにも支払え」と主張され、しつこく請求が来る可能性もあり得ます。よって、少額であるからといってD社にのみ支払うという対応は避けるべきです。

5 相続放棄が受理されると、家庭裁判所から「相続放棄申述受理通知書」が交付されますので、同通知書のコピーをC社とD社に送付することで、相続放棄により支払義務がない旨を伝えることになります。

札医の動き

… 8月…

- 2日・第2回広報委員会
 - ・第2回健康さっぽろ編集会議
- 6日・第9回総務部担当理事会
 - ・第2回世代交代懇話会
 - ・第5回支部連絡調整会議
- 7日・第5回医事紛争処理委員会
 - ・第5回財務部担当理事会
- 9日・第5回治験審査委員会
- 10日・第10回理事会
 - ・地域保健部打合せ
- 14日・第5回政策委員会
 - ・第3回政策部担当理事会
- 15日・第5回支部長会
- 18日・第289回家庭医学講座
- 19日・かかりつけ医認知症対応力向上研修会
- 20日・第10回総務部担当理事会
- 21日・第2回学術・生涯教育委員会
 - ・第1回夜間急病センター運営委員会

- 22日・生活保護法による医療扶助の適正運営に係る札幌市との打合せ
 - ・第11回理事会
 - ・第9回三役会
- 23日・中央区東支部役員会
 - ・中央区西支部役員会
 - ・北区支部役員会
 - ・東区支部役員会
 - ・豊平区支部役員会
 - ・清田区支部役員会
 - ・手稲区支部役員会
- 24日・白石区支部役員会
 - ・厚別区支部役員会
 - ・南区支部役員会
 - ・西区支部役員会
- 27日・札幌市教育委員会との打合せ会議
- 28日・第3回地域包括ケア推進委員会
- 30日・第5回医療保険指導委員会
 - ・各支部医療保険担当役員と医療保険指導委員会委員との懇談会
 - ・医療保険指導相談員との懇談会
- 31日・第2回介護保険委員会